

## 資料 8-6 米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱

### 米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱

米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡会議規約に基づき、緊急措置要綱を次のとおり定める。

(趣旨)

第1条 この要綱は、米軍又は自衛隊の航空事故等が発生した場合における緊急連絡及び被災者に対する救援活動等の応急措置活動について必要な事項を定めるものとする。

(連絡者の設置及びその任務)

第2条 各関係機関に別表1「航空事故緊急連絡者職名表」に定める連絡者及び副連絡者(以下「連絡者等」という。)を置き、事故の通報、救援活動等の連絡に当てるものとする。

2 連絡者等は、米軍又は自衛隊の航空事故等を知ったときは、別表2「航空事故通報経路図」により、他の関係機関の連絡者に直ちに通報するものとする。

3 各関係機関は、別表1「航空事故緊急連絡者職名表」に変更があった場合は直ちに北関東防衛局へ通知し、北関東防衛局は他の機関へ通知するものとする。

(緊急連絡通報の内容)

第3条 前条の規定による通報は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 1 事故の種類(墜落、不時着、器物落下物等)
- 2 事故発生の日時、場所
- 3 事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無
- 4 その他必要事項

(現地連絡所等の設置)

第4条 航空事故等が発生した場合、関係機関が事故の規模、態様により現地連絡所等を設置したときは、相互に緊密な連絡に努めるものとする。

2 米軍機事故の場合は北関東防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が設置する現地連絡所においては、事故に関する情報交換及び被災救援に関する連絡等の円滑化に努めるものとする。この場合において、他の関係機関は可能な限り、これに協力するものとする。

(救急及び救援活動)

第5条 航空事故による災害発生に伴う関係機関の救急及び救援活動の分担並びに協力については、米軍機事故及び自衛隊機事故のそれぞれについて、別表3「被災者救援活動分担表」に掲げるとおりとする。

(被災者救援の優先)

第6条 事故現場を管轄する関係機関は、あらゆる措置を講じ被災者の救急及び救援に努めるものとする。

(被害調査の協力)

第7条 関係機関が被害調査を行うに当たっては、現場活動に支障のない限りにおいて相互に協力するものとする。

(要綱の改正)

第8条 この要綱を改正する場合は、連絡会議規約第5条に定める会議において検討し改正するものとする。

附則 この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、昭和62年6月26日から施行する。

附則 この要綱は、平成2年7月20日から施行する。

附則 この要綱は、平成19年9月3日から施行する。

附則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。